

協定締結 令和5年6月8日

最終改正 令和6年4月1日

価格転嫁の円滑化に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）、国の地方支分部局（経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州運輸局及び厚生労働省長崎労働局をいう。以下「乙」という。）、長崎県内経済団体（長崎県経営者協会、長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会、長崎県中小企業団体中央会、長崎経済同友会、長崎県中小企業家同友会、長崎県工業連合会及び公益社団法人長崎県トラック協会をいう。以下「丙」という。）及び日本労働組合総連合会長崎県連合会（以下「丁」という。）は、以下のとおり、価格転嫁の円滑化に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第一条 本協定は、成長と分配の好循環を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における賃上げを実現するため、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力を行い、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格転嫁することについての気運を醸成することにより、サプライチェーン全体での共存共栄、付加価値の向上を図り、もって県内中小企業・小規模事業者の稼げる力を高めることを目的とする。

（連携及び実施）

第二条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、所掌の範囲で相互に連携し、実施する。

- （1）価格転嫁の状況に関する情報収集と発信
 - ① 県内企業への聞き取り調査等を通じた情報収集
 - ② 情報収集の結果の共有と発信
- （2）価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知
 - ① 価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の共有
 - ② ウェブサイト、講習会・セミナー等を利用した県内企業への周知
- （3）パートナーシップ構築宣言の促進
 - ① 県内企業へ周知を通じた認知度の向上
 - ② 宣言企業に対する支援策の検討
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第三条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、協定当事者のいずれからも廃止の意思表示がないときには、更に1年間有効期間を延長するものとし、それ以降も同様とする。

（協定外の事項）

第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書の元本を1通作成し、甲が保有する。乙、丙及び丁はその写しを各自保管する。

令和5年6月8日

甲 長崎県 長崎県知事

大石 賢吾

乙 国の地方支分部局

経済産業省 九州経済産業局長

南村 公嗣

国土交通省 九州運輸局長

吉永 隆博

厚生労働省 長崎労働局長

小成 美樹

丙 長崎県内経済団体

長崎県経営者協会 会長

外野 雅彦

長崎県商工会議所連合会 会長

森 拓二郎

長崎県商工会連合会 会長

吉村 洋

長崎県中小企業団体中央会 会長

石丸 忠重

長崎経済同友会 代表幹事

東 晋

長崎県中小企業家同友会 代表理事

中村 二弥

長崎県工業連合会 会長

西 亮

公益社団法人長崎県トラック協会 会長

馬場 邦孝

丁 日本労働組合総連合会長崎県連合会 会長

高橋 義弘